

児島湖の共同研究に関する検討会設置要綱

(目 的)

第1条 児島湖の研究について、関係機関及び関係団体間の連携を密にし、共同研究を推進することにより、効率的かつ効果的に研究を実施することを目的として児島湖の共同研究に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 検討会は別表に掲げる関係機関及び関係団体並びに児島湖の浄化対策等に見識を有する者をもって構成する。

(業 務)

第3条 検討会は第1条の目的を達成するため、次の業務を所掌する。

- (1) 児島湖の研究に係る情報交換に関すること
- (2) 児島湖の共同研究の推進に関すること
- (3) その他必要事項

(運 営)

第4条 検討会は、必要に応じ、開催することができる。

2 検討会は、会員以外の関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第5条 検討会の庶務は、岡山県環境文化部環境管理課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月15日から施行する。